

野木町職員採用試験の案内(2次募集)

令和7年4月採用予定職員を令和6年8月に若干名募集します。詳細等は、来月号にお知らせいたします。
問総務課 ☎(57)4158

国民健康保険被保険者証と 高齢受給者証が更新されます

8月1日(木)に国民健康保険被保険者証と高齢受給者証(70歳以上の方)が更新されます。有効期限は、令和6年7月31日(水)までとなります。

被保険者証は世帯主宛に1人1枚送付されます。発送は7月下旬を予定していますが、月末になっても届かない場合は、住民課保健医療係にお問合せください。

また、下記の場合は、必ず14日以内に届出をお願いします。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に入るとき	他の市町村から転入してきたとき	・他の市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	・職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	・被扶養者でなくなった証明書
国保をやめるとき	他の市町村に転出するとき	・被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	・国保と職場の健康保険の両方の被保険者証(後者が未交付の場合加入したことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
その他	町内で住所が変わったとき	・被保険者証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり一緒になったりしたとき	
	就学のため別に住所を定めるとき	・被保険者証 ・在学証明書 ・他市町村住民票

問住民課 ☎(57)4136

後期高齢者医療被保険者証が更新されます

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証(保険証)の有効期限は、本年7月31日(水)までです。

8月から使用する保険証は、縦長大判の封筒(茶色)に入れて7月下旬までに郵送します。

8月1日(木)以降は、今回お送りする新しい保険証を医療機関等の窓口で提示してください。

現在お使いの保険証(旧保険証)は、8月1日(木)以降、ご自分で破棄するか、住民課まで返却してください。

なお、新しい保険証については、保険証の発行が廃止になる令和6年12月2日以降でも内容に変更がなければ有効期限までお使いいただけます。

今回は、新しい保険証の送付とともに、被保険者の方に安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただけるよう、個人番号の下4桁をお知らせしていますのでご自分のマイナンバー下4桁と一致するか、ご確認ください。

保険証として利用登録がされたマイナンバーカード(マイナ保険証)をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。

【限度額適用認定証等について】

所得区分が現役並み所得者ⅠまたはⅡ(※)に該当する方は、『限度額適用認定証』を医療機関等に提示することで、医療費の支払いが一定額に抑えられます。また、世帯全員が住民税非課税の場合は、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関等に提示することで、医療費の支払いが一定額に抑えられ入院時の食事代も減額されます。該当する方は、住民課窓口で申請してください。

過去に『限度額適用認定証』の交付を受けたことがあり、令和6年度の所得区分が現役並み所得者ⅠまたはⅡに該当する方、また、『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けたことがあり、令和6年度の所得区分が低所得区分に該当する方については、7月に送付する保険証に認定証を同封します。

※現役並み所得者Ⅰとは、住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者(同一世帯の被保険者も含む)

※現役並み所得者Ⅱとは、住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者(同一世帯の被保険者も含む)

なお、令和6年12月2日から、現行の限度額適用認定証等は発行されなくなります。

問住民課 ☎(57)4136